

夏・涼しさ体感!

# 自然景観を満喫しよう

～はだの景観再発見～

秦野市では、山、盆地、平野、海など、さまざまな景観を望むことができます。森林や里山、田園はもちろんですが、まちの中にもうまいや安らぎが感じられる場所がたくさんあります。「美しい風景に出会えるまち」で夏ならではの「自然がもたらす涼しさ」を感じてみませんか。

## 1 中央運動公園前の桜並木



春とは違う緑のトンネルを体験

## 2 葛葉峡谷



市街地に広がる壮大な涼空間

## 3 水無川河川敷の散策路



市民手づくりの花壇に心も安らぐ

## 4 今泉名水桜公園



秦野らしい水辺景観を身近に体感

## 5 立野緑地



野鳥も訪れる住宅地のオアシス



## 7 鶴巻親水遊歩道



大根川沿いに連なるあじさい散歩道

## 6 北矢名親水遊歩道

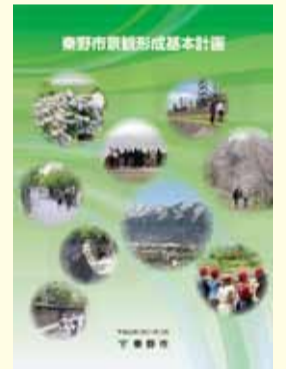


市街地の水路と並木で涼しさを体感

### こころの時代のまちづくり～景観形成基本計画を改定～

秦野の豊かな自然景観や歴史・文化景観などは、前の世代から受け継ぎ、預かった市民と地域の宝物です。個性豊かな景観を守り、育て、活用し、次の世代へ伝えていくための総合的な計画をこのたび改定しました。

計画の内容は、市ホームページ、まちづくり推進課(市役所西庁舎2階)及び図書館など一部の公共施設で見ることができます。



景は、秦野市景観まちづくり条例に定める地域景観拠点です。

## 秦野市屋外広告物条例がスタートしました

地域の特性を生かしたより良い景観まちづくりを進めるため、これまでの神奈川県屋外広告物条例に代わって、屋外広告物の設置や管理などについて定める条例が本年4月1日からスタートしました。



### おもな特徴

#### ●手続の対象となる広告物の見直し

管理上必要なものや日常生活に最低限必要なものなど、一定の条件を満たす広告物については、許可の手続を不要としました。また、色彩が景観に配慮されたものや広告協定が結ばれたものなどについて、許可の期間の延長などの制度を設けました。

#### ●建物の屋上の広告物に色彩の配慮が必要に

秦野の景観の特徴のひとつである「山並み景観」を維持・保全するため、表示部分の高さが地上15メートルを超える屋上の広告物について、色彩の基準を設けました。

#### ●水無川の両側の区域で色彩の配慮が必要に

水無川河川敷の散策路からの眺望を維持・保全するため、両側の区域では、表示部分の高さが地上5メートルを超える広告物について、色彩の基準を設けました。

くわしい内容は、市ホームページで見ることができます。

## まちで見かけたステキな看板

### 第4回

## ふるさと秦野生活美観表彰

第4回となる今年は、まちで見かけたステキな看板を対象とします。

募集期間 9月30日(金)まで

対象 景観に配慮しつつ、見る人の印象に残る看板(商業看板だけでなく、公共サインや観光看板も含まれます)

推薦方法 推薦する看板の場所、名称(店名、表示内容など)及び推薦理由と推薦者の住所、氏名及び連絡先を書き、まちづくり推進課まで郵送又はEメール(matidukuri@city.hadano.kanagawa.jp)、ファクス(82)7410で推薦してください。なお、参考書式は市ホームページにあります。

### 参考事例



自然素材を使用した個性的な看板



木のぬくもりが感じられる公共掲示板